

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年11月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000157 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000070 号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成29年6月30日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

平成29年6月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年6月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成29年7月1日、喪失年月日を同年10月1日に訂正し、同年7月から同年9月までの標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成29年7月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年7月1日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成29年6月30日から同年7月1日まで
② 平成29年7月1日から同年10月1日まで

A社を平成29年9月30日付けで退職したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が同年6月30日になっていた。令和2年7月に同社で訂正の届出をしてもらったが、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。私は平成29年6月29日付けで同社のBを辞任したが、その後引き続き同社でB業務に係る顧問となり同年9月末までの3か月間は顧問契約を結んでおり、報酬からは引き続き厚生年金保険料が控除されていた。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、事業主の回答、請求者が平成29年6月30日に出勤していたことを証明する事業主発行の「証明書」及び賃金台帳並びに事業主が日本年金機構へ提出した厚生年金保険被保険者資格喪失届（平成29年7月1日喪失）により、請求者は請求期間においてA社に在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により報酬から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記資料により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、62万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の被保険者資格喪失年月日を平成29年6月30日から同年7月1日に訂正する厚生年金保険被保険者資格喪失届の訂正届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、事業主の回答、事業主から提出された請求者に係る顧問契約書、「2017年7月顧問料明細」、「支払経費一覧表」及び「総合振込一覧表」により、請求者は請求期間においてA社に在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により報酬から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記資料により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者が平成29年7月1日付けで被保険者資格を再取得し同年10月1日付けで被保険者資格を喪失する届書を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000220 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000069 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(後に、B社。以下「対象事業所」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 12 月 1 日から昭和 62 年 3 月 1 日まで

請求期間に対象事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録がない。短い期間であったが間違いなく勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、対象事業所について、所在地、同僚 1 名の名字、勤務状況等を具体的に陳述し、請求期間において当該事業所に勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、対象事業所は、平成 30 年 11 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっている(以下「全喪」という。)上、請求期間当時の事業主及びその後の事業主も既に死亡していることから、請求者の勤務実態について確認することができない。

また、全喪時の事業主は、自身は対象事業所の事業を終了するために代表取締役に就任したため、請求期間当時も含めどのような従業員が勤務していたかは不明であり、請求者についても記憶になく、対象事業所に係る資料も保管していない旨陳述していることから、請求者の勤務実態、厚生年金保険の被保険者資格に係る届出、給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求期間に対象事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、請求者が名字を記憶している同僚と同姓の者には照会することができず、そのほかの 3 名に照会し 2 名から回答があったが、当該 2 名は、請求者について記憶していない旨回答している。

加えて、請求者について、対象事業所における雇用保険の加入記録は確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。